

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成20年11月6日

株主および登録株式質権者の皆様へ

大阪市中央区南新町1丁目2番10号
フルサト工業株式会社
代表取締役 古里龍平

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日である平成21年1月5日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の普通株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名または名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第8条第5項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。
住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

以上

(注)「特別口座」とは、株券電子化にともない、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。